

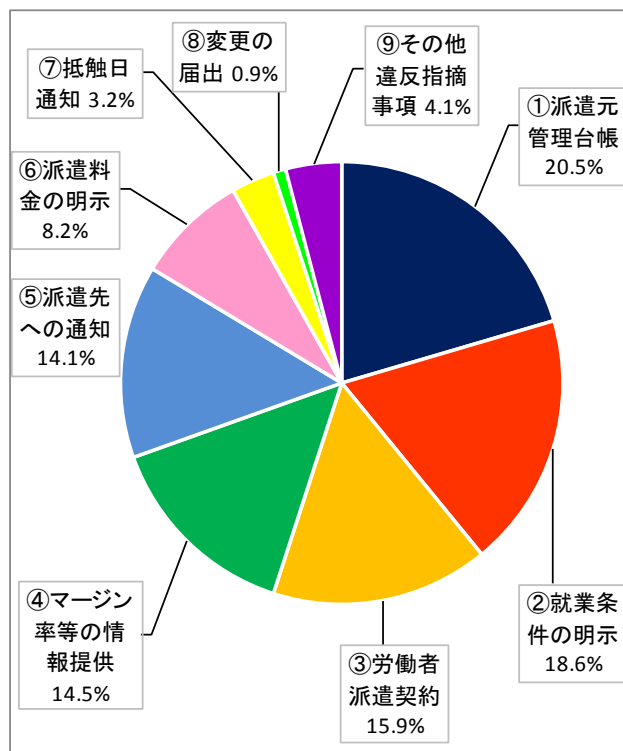
# 平成28年度 派遣元事業所及び派遣先に対する指導監督状況

長野労働局 需給調整事業室

※ 平成28年度に実施した指導・監督の結果、主に以下の是正指導事項がみられました。

## 1 派遣元に対する主な是正指導事項（平成28年4月～29年3月）

- ①派遣元管理台帳に関する違反(20.5%)
  - ・法で定める項目の記載内容不足
- ②就業条件等の明示に関する違反(18.6%)
  - ・法で定める項目の記載内容不足(就業場所、時間外労働の記載、福利厚生、苦情処理等)
- ③労働者派遣契約に関する違反(15.9%)
  - ・法で定める項目の記載内容不足(就業場所、時間外労働の記載、福利厚生、苦情処理等)
- ④マージン率等情報提供に関する違反(14.5%)
  - ・マージン率等の情報提供を行っていない
- ⑤派遣先への通知に関する違反(14.1%)
  - ・派遣労働者の実年齢を通知している
  - ・雇用期間の定めの有無について通知していない
- ⑥派遣料金の明示に関する違反(8.2%)
  - ・派遣労働者に料金の額の明示をしていない
- ⑦抵触日の通知に関する違反(3.2%)
  - ・抵触日の通知がないまま契約を締結している
- ⑧変更の届出未提出に関する違反(0.9%)
  - ・役員や派遣元責任者の変更届の未提出
- ⑨その他違反指摘事項(4.1%)
  - ・製造業務専門派遣元責任者の未選任
  - ・派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限等



## 2 派遣先に対する労働者派遣法違反指摘状況（平成28年4月～29年3月）

- ①派遣先管理台帳に関する違反(47.4%)
  - ・法で定める項目の記載内容不足(就業場所、時間外労働の記載、日毎の休憩時間の管理等)
- ②労働者派遣契約に関する違反(31.6%)
  - ・法で定める項目の記載内容不足(就業場所、時間外労働の記載、福利厚生、苦情処理等)
  - ・派遣契約の中途解除の場合の休業手当の賠償に関する定めをしていない。
- ③派遣可能期間等に関する違反(5.3%)
  - ・派遣受入期間の制限を超えて派遣労働者を受け入れている
- ④その他(15.8%)
  - ・契約書の組織単位の長の表示漏れ等

